

第 87 号議案

大田区大森北四丁目複合施設条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区大森北四丁目複合施設条例

(設置)

第 1 条 学校教育機能や各施設の機能が連携することによってもたらされる相乗効果を通じて地域力の向上に寄与するため、大田区大森北四丁目複合施設（以下「大森北四丁目複合施設」という。）を大田区大森北四丁目 6 番 7 号に設置する。

(構成施設)

第 2 条 大森北四丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区区民活動施設条例（令和 2 年条例第 65 号）に規定する大森北区民活動施設
- (2) 大田区立男女平等推進センター条例（平成 11 年条例第 32 号）に規定する大田区立男女平等推進センター
- (3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 11 条に規定する措置を講ずるための施設
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項に規定する地域支援事業を実施する施設
- (5) 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業を実施する施設
- (6) その他必要な施設

(管理)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第3号から第5号までに掲げる施設の管理については、当該各号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行う。

3 前条第6号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。

(事業)

第4条 大森北四丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。

(施設の変更制限)

第5条 大森北四丁目複合施設（第2条第6号に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。）の使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森北四丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大森北四丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、大森北四丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、大森北四丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、大森北四丁目複合施設（第2条第2号から第5号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第1号に掲げる施設にあつては、同号に規定する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定手続)

第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 大森北四丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。
- (3) 大森北四丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森北四丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
 - (2) 大森北四丁目複合施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森北四丁目複合施設の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区大森北四丁目複合施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 88 号議案

大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例
大田区田園調布せせらぎ館条例（令和元年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び文化活動」を「、スポーツ活動及び文化活動」に改める。

第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 体育室

(6) トレーニングルーム

第 3 条第 1 項中「及び和室」を「、和室、体育室及びトレーニングルーム」に改める。

第 4 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条関係）

施設名	使用区分			
	午前	午後 1	午後 2	夜間
体育室 A	8,000円	8,000円	8,600円	9,800円
体育室 B	8,000円	8,000円	8,600円	9,800円
トレーニングルーム	1 回につき 1 人 330 円			

備考

- (1) 午前とは午前 9 時から午前 11 時 30 分まで、午後 1 とは午後 0 時 30 分から午後 3 時まで、午後 2 とは午後 4 時から午後 6 時 30 分まで、夜間とは午後 7 時 30 分から午後 10 時までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。

- (2) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (3) 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（午前11時30分から午後0時30分まで、午後3時から午後4時まで、午後6時30分から午後7時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- (4) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。
- (5) 区外のもの（個人についてはその者が区内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体以外の団体をいう。）が使用するときは、この表に定める使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。ただし、トレーニングルームを使用する場合及び前号の規定によりこの表に定める使用料が割増しとなる場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長又は指定管理者は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

体育室及びトレーニングルームを新設することに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 89 号議案

大田区新蒲田区民活動施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区新蒲田区民活動施設条例の一部を改正する条例
大田区新蒲田区民活動施設条例（令和 2 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区区民活動施設条例

第 1 条中「大田区新蒲田区民活動施設（以下「新蒲田区民活動施設」という。）を大田区新蒲田一丁目 18 番 16 号に」を「大田区区民活動施設（以下「区民活動施設」という。）を別表第 1 のとおり」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「新蒲田区民活動施設」を「区民活動施設」に改める。

第 6 条第 1 項中「新蒲田区民活動施設」を「区民活動施設」に、「別表第 1 及び別表第 2」を「別表第 2 及び別表第 3」に改め、同条第 2 項中「新蒲田区民活動施設」を「区民活動施設」に改める。

第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条中「新蒲田区民活動施設」を「区民活動施設」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 1 条関係）

名称	位置
新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目 18 番 16 号
大森北区民活動施設	同 大森北四丁目 6 番 7 号

別表第 2（第 6 条関係）

名称	施設名	使用区分		
		午前	午後	夜間

新蒲田区民 活動施設	多目的室(大)	18,800円	25,100円	25,100円
	多目的室(小)	3,200円	4,300円	4,300円
	第一集会室	1,600円	2,100円	2,100円
	第二集会室	1,800円	2,400円	2,400円
	第三集会室	1,100円	1,500円	1,500円
	第四集会室	1,100円	1,500円	1,500円
	美術室	1,400円	1,800円	1,800円
	調理講習室	1,900円	2,500円	2,500円
大森北区民 活動施設	多目的室(大)	19,100円	25,400円	25,400円
	多目的室(小)	2,500円	3,400円	3,400円

備考

- (1) 使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- (2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

名称	施設名	使用者	使用区分				
			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
新蒲田 区民活 動施設	音楽ス タジオ 1	中高生 世代の 者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他 の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽ス タジオ 2	中高生 世代の 者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他 の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

大森北 区民活 動施設	音楽ス タジオ	中高生 世代の 者	300 円				
		その他 の者	1,500 円				

備考

- (1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）第 4 条第 3 項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- (2) 使用区分の午前とは午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、午後 1 とは正午から午後 2 時まで、午後 2 とは午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、夜間 1 とは午後 5 時から午後 7 時まで、夜間 2 とは午後 7 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。
- (3) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（午前 11 時 30 分から正午まで、午後 2 時から午後 2 時 30 分まで、午後 4 時 30 分から午後 5 時まで又は午後 7 時から午後 7 時 30 分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 14 条の規定による大森北区民活動施設に係る指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施

のために必要な準備行為をすることができる。

(大田区新蒲田一丁目複合施設条例の一部改正)

- 4 大田区新蒲田一丁目複合施設条例(令和2年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「大田区新蒲田区民活動施設条例」を「大田区区民活動施設条例」に改める。

(提案理由)

大森北区民活動施設を新設することに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 90 号議案

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例

大田区民プラザ条例（昭和 62 年条例第 6 号）に規定する施設は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区民プラザの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 91 号議案

大田区大森南四丁目工場アパート条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区大森南四丁目工場アパート条例を廃止する条例

大田区大森南四丁目工場アパート条例（平成 18 年条例第 73 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大田区大森南四丁目工場アパート条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定により使用者の決定を受けている者については、旧条例第 20 条から第 22 条までの規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

大森南四丁目工場アパートを民営化するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 92 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立大森東福祉園の項中「大森東一丁目 36 番 7 号」を「大森本町二丁目 2 番 3 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大森東福祉園の一時移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。